

## 第二次愛媛県再犯防止推進計画（案）に寄せられた意見と県の考え方

第二次愛媛県再犯防止推進計画（案）について、令和6年1月31日（水曜日）から令和6年2月29日（木曜日）までの期間でパブリック・コメントを実施したところ、1人の方から1件の意見をいただきました。案に対する意見と考え方は、次のとおりです。なお、いただいた意見は、適宜集約・要約しております。

### 寄せられた意見と県の考え方

	寄せられた意見の要旨	県の考え方
1	<p>案本文 39 頁</p> <p>第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施のための取組</p> <p>1 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>「犯罪や非行の内容に加え、犯罪をした者等一人ひとりの家庭環境、経歴、心身の状況、交友関係、経済的な状況などを把握した上で、関係機関の連携により特性に応じた効果的な指導や支援を長期にわたり行うことが重要です。」</p> <p>について、</p> <p>「犯罪をした者でも「さん」付けで呼び、一人ひとりの家庭環境、経歴、心身の状況、交友関係、経済的な状況などを把握する姿勢を持ち、指導する刑務官等を「職員さん」「担当さん」と呼ばせることで社会復帰する際のコミュニケーション能力向上につなげます。」としてはどうか。</p> <p>【理由】</p> <p>法務省は今年4月～、受刑者の呼び捨てを止め、「さん」付けを原則とすることになっている。指導する刑務官も「先生」ではなく、「職員さん」「担当さん」と呼ばせることで上下関係にならないようにする方向となっており、その方が社会復帰の際にも有効と思われるから。</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>コミュニケーション能力は、社会で円滑に生活する上で有効と認識しており、関係機関が連携してコミュニケーション能力の向上を含め、社会性を高める各種取組を実施しています。いただいた御提案は、今後、施策を推進するに当たって、参考とさせていただきます。</p> <p>なお、令和6年4月から実施される矯正施設における呼称の変更は、受刑者等の人権に配慮した適正な処遇への取組の一つであるとのことです。</p>